

## 第6章 保存（保存管理）

### 1. 保存（保存管理）の方向性

#### （1）現状・課題

弘道館は、明治5年（1872）の閉鎖以降、茨城県庁としての使用や公園化等の変遷を経てきたが、その間も行政や市民により藩校時代の施設等が使用され、「旧弘道館」の指定地内には、正庁のほか、至善堂、正門、孔子廟表門（戟門）、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑が現存している。また、昭和28年（1953）に八卦堂が復元されて以降、通用門や国老詰所、孔子廟等の失われた諸施設が復元されている。これらの本質的価値を構成する要素や本質的価値に密接に関わる要素のうち、建造物については、昭和時代の修理工事や、平成23年（2011）に発生した東日本大震災後の復旧工事により適切に保存され、現在も有料開放区域を中心とした一帯は藩校時代の景観が再現されている。

弘道館の閉鎖後の公園化に伴い整備されてきた公園施設等は、日常的な維持管理が実施されてきたが、設置後長期間経過して更新の時期を迎えているものもある。これらの諸施設については、本質的価値との関係性や、活用上及び公園利用上の必要性も踏まえて、取扱いを検討する必要がある。特に、梅林については、枝の枯損や樹勢が弱くなっている個体が多くみられるが、植栽された年代が不明で、これまで生育状況の調査は実施されていないため、樹勢の状況を把握したうえで、梅林の更新等の取扱いについて検討する必要がある。

なお、弘道館事務所には資料総数294件、総点数582点におよぶ弘道館に関する多くの資料があるため、これらの所蔵資料を確実に保存管理していく必要がある。

「旧弘道館」の本質的な価値の保存・活用に影響する指定地周辺には藩校時代の範囲を示す堀や土塁等、弘道館に関連する要素が現在も残っており、「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料や残された物証から、特別史跡指定地周辺に及んでいた当時の範囲が推定できる。

また、特別史跡指定地を含む周辺地域は、水戸市景観計画において歴史・文化・伝統を生かした景観形成を推進する「重点的に景観形成を図る地区」に指定され、弘道館の正門からの眺めを保全するために周辺の建築物等の高さの誘導基準を設けている。これら景観法、都市計画法等の文化財保護法以外の他法令による保全や追加指定等を検討し、保全のあり方を示していく必要がある。

#### （2）方向性

##### 保存（保存管理）の基本方針

本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を基本に確実な保存（保存管理）を行う。

- 指定地の都市公園や神社境内としての現在の利用形態を維持しつつ、指定地内を構成する各要素の現状や保存・活用上の位置付けに応じた保存管理の方法を定め、特別史跡としての本質的価値を確実に保存する。
- 指定地内で予測される各種の現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、現状変更の取扱いと、取扱い基準及び日常の維持管理行為を設定し、法令に基づいた適切な管理を実施していく。

- 弘道館事務所が所蔵する資料の保存環境の改善を図り、確実な保存管理を行う。
- 「旧弘道館」の本質的価値や遺構等の状況を明らかにしていくために、弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究を進め、成果を集約していく。
- 本質的価値を構成する周辺の要素や、「旧弘道館」と一体の風致景観を成す周辺地域について他法令等を用いた保全措置の検討を進めるとともに、指定地周辺の藩校時代の敷地範囲については、追加指定等による保全措置を検討していく。

### （3）地区区分

#### ①地区区分の考え方

6区画に分割される藩校時代の敷地構成は、弘道館の特徴のひとつにあげられ、現在の特別史跡指定地内の土地利用や要素の分布状況も区画ごとに大きく異なる。

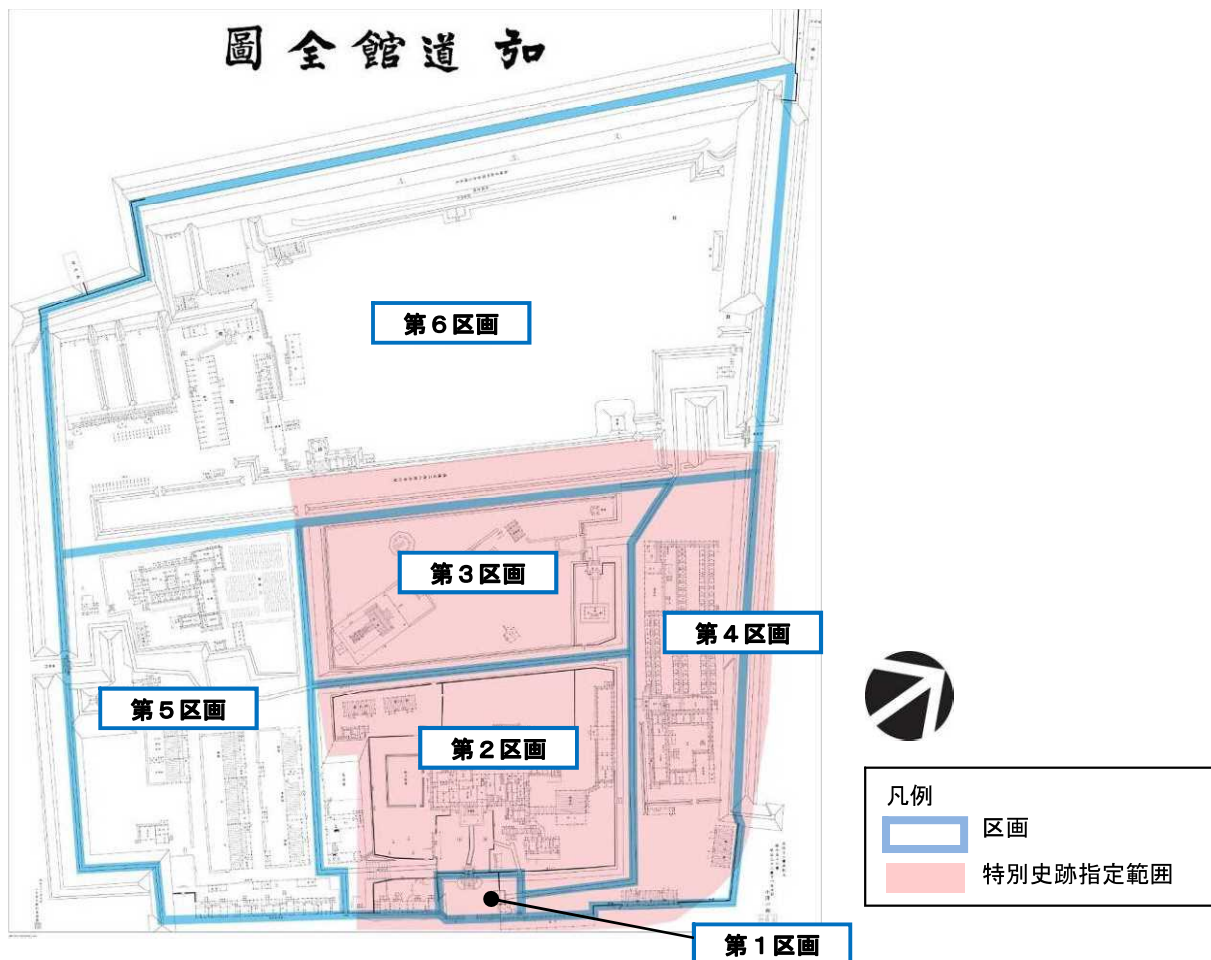


図 6-1：弘道館の藩校時代の区画

## ②地区区分の設定と地区別の保存（保存管理）の方向性

藩校時代の区画を基に、現在の指定地内の土地利用や要素の分布状況を踏まえて、「旧弘道館」の地区区分を行う。

表 6-1：「旧弘道館」の地区区分

地区名	概要
<b>入口地区</b>	<p>弘道館の正面入口である藩校時代の第1区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物の番所や復元施設の通用門の他、管理事務所や駐車場等の管理運営に関わる施設や便益施設等が集積する地区で、有料開放区域の入口として利用されている地区。</li> <li>・歩道を含めた入口付近一帯を範囲とする。</li> </ul>
<b>正庁・至善堂地区</b>	<p>弘道館の本部的性格の区域である藩校時代の第2区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財の正庁、至善堂、正門の他、国老詰所、土塀、対試場等の復元建造物・施設が集積する地区で、有料開放区域として公開されている地区。</li> <li>・有料開放区域の境界となっている土塀と一体となる土塁の法尻までを範囲に含める。</li> </ul>
<b>孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区</b>	<p>弘道館の聖域である藩校時代の第3区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孔子廟表門、学生警鐘、弘道館記碑等の歴史的建造物・石碑の他、八卦堂、孔子廟等の復元建造物が立地する地区で、無料開放区域として公開されている都市公園区域の一部と、鹿島神社の境内地から成る地区。</li> <li>・西側は藩校時代に調練場の区画（第6区画）であったが、現在の一体的な土地利用を考慮し、一つの地区とする。</li> </ul>
<b>文館地区</b>	<p>弘道館の文学（文館）の場である藩校時代の第4区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堀・土塁等の遺構の他、公衆便所、テニスコート等の公園施設が立地する地区で、無料開放区域として公開されており、大部分が梅林となっている地区。</li> <li>・西側の調練場の区画（第6区画）や堀・土塁を含めた指定地北側一帯を一つの地区とする。</li> </ul>
<b>指定地外の弘道館藩校時代の範囲</b>	<p>特別史跡指定地周辺に及んでいた弘道館藩校時代の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料や、指定地周辺に残された堀や土塁等の物証から推定される特別史跡指定地の周辺の藩校時代の敷地の範囲。</li> <li>・範囲内には、茨城県三の丸庁舎や茨城県立図書館、水戸市三の丸市民センター、水戸市立三の丸小学校等の公共施設や教育施設が立地する。</li> </ul>

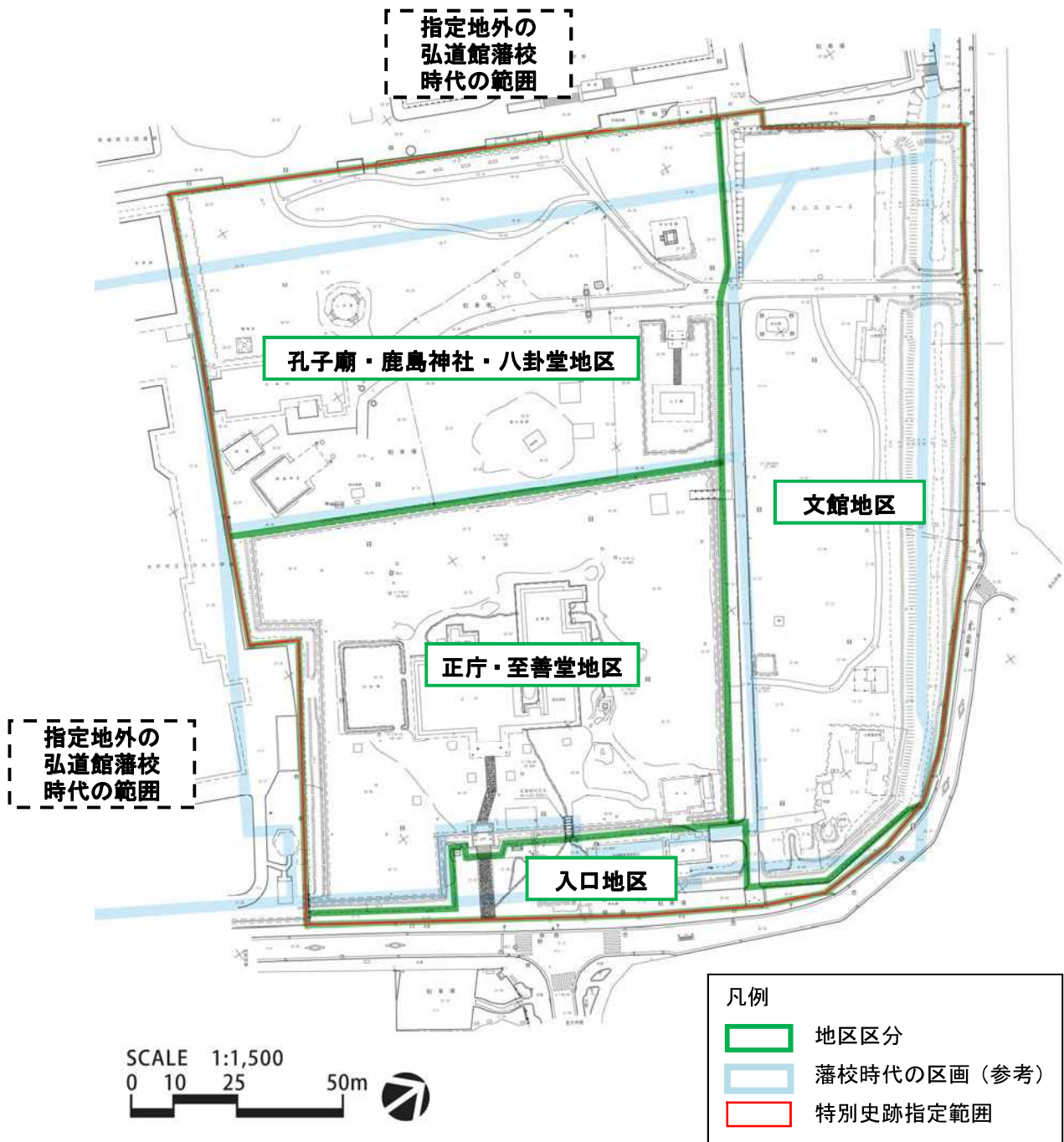


図 6-2 : 「旧弘道館」の地区区分

## 2. 保存管理の方法

「旧弘道館」の保存管理の方法について、指定地全体に共通する保存管理の基本事項と、地区区分別の保存管理の方法の2つに分けて整理する。

### 「旧弘道館」の保存管理の方法

(1) 保存管理の基本事項	指定地全体に共通する保存管理の方法を整理
(2) 地区区分別の保存管理の方法	地区区分別の保存管理の方向性と、地区内の各要素固有の保存管理の方法を整理

### (1) 保存管理の基本事項

#### ①保存管理の方法の設定

「旧弘道館」を適切に保存管理するための具体的な方法としては、大きく「管理」と「復旧」がある。保存管理にあたっては、史跡を構成する諸要素の内容や史跡の状況等に応じて、必要な管理や復旧等の対策を講じることとする。

重要文化財の指定建造物及び藩校時代の建造物である学生警鐘、孔子廟表門、番所や復元建造物については、本計画に基づき別途作成する建造物の保存活用計画に基づき保存管理を行う。

表 6-2：保存管理の方法

管理	史跡等を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置			
	保存管理	維持管理	点検	史跡の本質的価値を構成する諸要素，保護に有効な要素，整備施設等の見回り，保守点検等
			維持的措置	清掃・除草・水やり等や，維持的措置の範囲としての軽微な補修等
		保存施設	史跡の標識・説明板・境界標識・囲さく，保護覆屋等の設置等	
	防災	防災施設	木材等可燃性からなる建造物等の火災防止のための防火施設の設置等	
		自然災害に対する補強等	建造物等の構造の補強や，地形の崩落防止のために実施する土留施設等の設置等	
		病虫害防除	木造建造物や樹木の病虫害防除，被害拡大防止措置等	
復旧	史跡がき損し又は衰亡している場合に，き損又は衰亡の進行の抑制・防止や衰亡前の状態に戻す措置			
	遺構保存	保存処理	遺構の劣化及び風化等の進行防止や速度低下のための処理等	
		保存環境の改善	遺構保護の観点からの覆土や土砂の撤去，植物の伐採・植栽等植栽管理，排水等水処理施設の設置等	
	修復	保存修理	き損し又は劣化及び風化，破損している遺構をもとの素材及び工法を用いてき損等の前の状況に復すること	
復元修理		保存修理の一部，欠失又は改変によって価値が低下した遺構の一部を復元すること		

次に、保存管理の方法について、項目別に基本的な方法についてまとめる。

## ②管理

史跡等を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置の対象となる要素、保存管理の主体、基本的な方法を以下に示す。

### ■保存管理

対象とする要素	特別史跡を構成する諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。
<p><b>ア 維持管理</b></p> <p><b>■点検</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要素の状況等に応じて、日常的、定期的、臨時的点検を行う。</li> <li>・日常的点検では、公開・活用されている諸要素の巡視によって、保存状況に変化が見られないか等の点検を行う。</li> <li>・定期的点検では、非常通報装置、防犯カメラ、消防用設備、電気設備等の設備を対象に、法令等に基づく保守点検を実施する。</li> <li>・臨時的点検は、自然・人為的災害や事故が生じた際に、諸要素の現状の確認のために巡視による点検を行う。</li> </ul> <p><b>■維持的措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園区域の要素については、平成22年度に策定された「弘道館公園施設長寿命化計画」に基づき、諸施設の修繕・改築・更新を進めていくことを基本とし、必要な維持的措置を行う。</li> <li>・鹿島神社境内の要素については、宗教活動の存続に必要な施設の維持的措置を行う。</li> <li>・維持的措置とは、清掃・除草・水やり等の通常の管理行為、軽微な補修・改善等の維持的行為、災害時等の応急的措置等をいう。</li> <li>・日常的な維持的措置としては、清掃、植物の除草・水やり等、公開施設の施錠等を適切に行う。</li> <li>・定期的な維持的措置としては、除草・剪定・病虫害防除等の植物管理、木造建造物の防錆・防蟻処理、構造物の鉄材への錆止等の塗装等、要素の内容・立地環境・素材等に応じて必要な措置を行う。</li> <li>・点検によって、遺構や施設に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧措置等を維持的措置の範囲で行う。</li> <li>・災害や事故等による大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、本格的な復旧策（「現状変更届」や「き損届」の対象）を講じる。</li> </ul>	
<p><b>イ 保存施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に設置済みの史跡の標柱や史跡の説明板については、点検や維持的措置によって適切に施設の維持管理を行い、史跡名称・説明内容の変更等にも適宜対応する。</li> <li>・門扉・柵類や覆屋等については、日常的維持管理によって、腐朽箇所が確認されている部分の補修・改修を行う。</li> <li>・公開にあたって、各要素に対する人的な被害を受ける可能性が生じた場合は、要素の本質的価値を損なわないように保護柵や覆屋等の必要な保護対策を講じる。</li> <li>・保存施設の更新・新設に際しては、周辺地域も含め、点在する本質的価値を構成する諸要素や本質的価値に密接に関わる諸要素を有機的に関連づける統一したデザインを用いるとともに、景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。</li> </ul>	

■防災

対象とする要素	特別史跡を構成する諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。但し、地下遺構に関わることは管理団体が行う。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料開放区域及び無料開放区域内の本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に密接に関わる諸要素に対する防災・防犯対策を行う。</li> <li>・木造の建造物（復元施設含む）や樹木の病虫害防除については、定期的な維持管理行為の中で計画的に実施し、被害の発生防止・予防に努めるものとする。</li> </ul>	

③復旧

史跡がき損し又は衰亡している場合に、き損又は衰亡の進行の抑制・防止や衰亡前の状態に戻す措置の対象となる要素、保存管理の主体、基本的な方法を以下に示す。

■遺構保存

対象とする要素	本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に密接に関わる諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。但し、地下遺構に関わることは管理団体が行う。
<p>ア 保存処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物・復元建造物・石碑類・歴史的建造物跡・地形・石造物については、経過観察により経年劣化や風化等の変化が確認された場合に、状態に応じた適切な処理を検討して実施する。</li> <li>・樹木については、樹勢調査を実施したうえで、状態に応じた適切な処理を検討して実施する。</li> <li>・地下遺構については、発掘調査で確認された遺構の状態に応じた適切な処理を検討して実施する。</li> </ul>	
<p>イ 保存環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の陥没や漏水が発生している箇所については、地下埋設物の状況を把握し、必要な対応を検討して被害拡大を防止するための適切な処置を行う。</li> </ul>	

■修復

対象とする要素	本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に密接に関わる諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。但し、地下遺構に関わることは管理団体が行う。
<p>ア 保存修理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理の実施にあたっては、経過観察及び各種調査とその成果及び専門家の意見を反映した整備計画に基づき計画的に実施する。</li> <li>・修復方法については、遺跡の性質、遺構の現状、周辺環境等に応じて適切な手法を選定する。</li> </ul>	
<p>イ 復元修理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や既存の復元建造物について、今後の調査・研究において、安政4年（1857）の本開館時の姿とは異なる修復や復元が行われていたことが判明した場合で、史実に基づいて改修することが、施設の保存・活用上望ましい場合は、適切な処理を検討して実施する。</li> </ul>	

#### ④樹木の取扱い

特別史跡指定地内の樹木には、お手植えの松や左近の桜等の本質的価値に密接に関わる諸要素として位置付けられる樹木のほかにも様々な樹木がある。

藩校時代の敷地内の梅に関しては、徳川斉昭が弘道館の梅を題にして詠んだ歌に「千樹の梅」とあり、館内に多くの梅の木が植えられていたことが分かるが、具体的な梅の状況や、その他の植栽に関しては文献にも記載がなく、各樹木の植栽時期も不明なものが多い。

しかし、現在指定地内にある樹木には、徳川斉昭にゆかりのある梅以外にも、医学教育に関連する薬用、食用の樹木、学問の聖木とされ孔子廟との関係性の深いカイノキ等、本質的価値との直接的な関係性は低いものの、弘道館に関連する樹種も多くみられる。

一方で、藩校時代の諸施設の跡地に植栽された梅林や巨木化した樹木等は、「旧弘道館」の保存・活用の目標とする藩校時代の弘道館の姿の再現という点では、施設の復元的整備や景観に与える影響が大きく、支障になる要素ともいえる。

そのため、樹木の伐採や新規植栽等にあたっては、弘道館との関連性を踏まえて取扱いを検討して、適切な場所への移植・植栽や導入樹種の選別等を実施する。



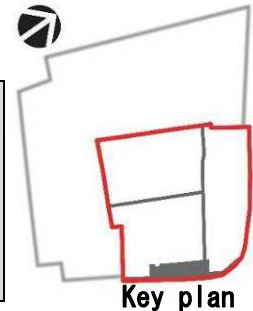
## （2）地区区分別の保存管理の方法

### ①入口地区

#### ア）地区の保存管理の方向性

##### 入口地区の保存管理の方向性

歴史的建造物や復元建造物の現状を適切に保存管理するとともに、弘道館の正面入口にふさわしい景観の形成に必要な維持管理を重点的に行う。



- ・歴史的建造物の番所や、通用門、土塀等の復元建造物の現状を適切に維持する。
- ・有料開放区域の入口及び管理事務所が所在する管理拠点として、来訪者の適切な誘導等の利用管理や施設管理上必要な施設整備や、歴史的建造物や復元建造物の保護対策を必要に応じて行う。
- ・弘道館の正面入口を印象付ける景観として、施設整備の際には西側に隣接する正門や土塀への眺望を確保するとともに、清掃等の頻度を高めて重点的な維持管理を行う。

#### イ）要素別の保存管理の方法

##### ■本質的価値を構成する諸要素

- ・歴史的建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

番所：平成 24-26 年（2012-14）災害復旧工事

##### ■本質的価値に密接に関わる諸要素

- ・復元建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

通用門（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

番所脇土塀（昭和 38 年〔1963〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

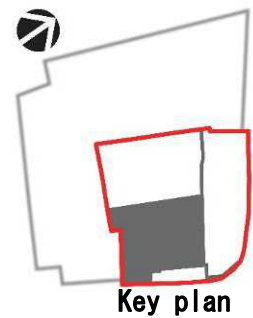
通用門脇土塀（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 13 年（2001）修理工事

## ②正庁・至善堂地区

### ア) 地区の保存管理の方向性

#### 正庁・至善堂地区の保存管理の方向性

弘道館の藩校時代を最も体感できる場として、歴史的建造物や復元建造物の現状を適切に保存管理するとともに、建造物周辺の歴史的な景観を維持していくために必要な維持管理を重点的に行う。



- ・歴史的建造物の正庁，至善堂，正門や，国老詰所，対試場等の復元建造物・施設の現状を適切に維持する。
- ・公開にあたって，来訪者の適切な誘導等の利用管理上必要な施設整備や，歴史的建造物や復元建造物の保護対策を必要に応じて行う。
- ・藩校時代を最も体感できる場として，植栽の剪定等の植物管理や清掃等の頻度を高めて重点的な維持管理を行う。
- ・歴史的建造物や復元建造物・施設の適切な保存管理に向けて，陥没や漏水が生じている地盤の地下埋設物の調査を実施し，必要な対策を実施する。

### イ) 要素別の保存管理の方法

#### ■本質的価値を構成する諸要素

- ・歴史的建造物は，近年に災害復旧工事等が実施されているため，現状を適切に維持し，日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

正庁，至善堂，正門脇塀：平成 24-26 年（2012-14）災害復旧工事

正門：平成 16 年（2004）修理工事

#### ■本質的価値に密接に関わる諸要素

- ・復元建造物は，近年に災害復旧工事等が実施されているため，現状を適切に維持し，日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

国老詰所，正庁便所・湯殿，至善堂便所（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 25-26 年（2013-14）耐震補強工事

国老詰所便所（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 19 年（2007）改築工事

周辺の土塀（昭和 37-42 年〔1962-67〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

井戸屋形（昭和 38 年〔1963〕復元）：平成 20 年（2008）修理工事

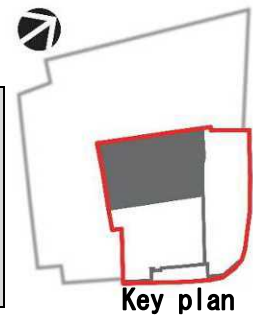
- ・対試場については，日常的な維持管理において，現状の復元した地形を維持する。
- ・貞芳院桜の歌碑については，日常的点検で破損や風化の進行が確認された場合に，保存処理等の必要な対応を検討する。
- ・正庁玄関前のお手植えの松や左近の桜については，藩校時代から現位置を留め，藩校時代を体感する上で重要な樹木であるため，日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に，樹木診断を実施して必要な対応を検討する。
- ・椎の木については，日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に，樹木診断を実施して必要な対応を検討する。

## ③孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区

## ア) 地区の保存管理の方向性

**孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区の保存管理の方向性**

弘道館の聖域として、鹿島神社の宗教活動を継続していくとともに、弘道館記碑（八卦堂）、孔子廟、学生警鐘等の現状を適切に保存管理するほか、防犯対策や建造物の追加指定等を進める。



- ・孔子廟表門、学生警鐘、弘道館記碑等の歴史的建造物・石碑や、八卦堂、孔子廟等の復元建造物の現状を適切に維持する。
- ・公開にあたって、来訪者の適切な誘導等の利用管理上必要な施設整備や、歴史的建造物や復元建造物の保護対策を必要に応じて行う。
- ・鹿島神社境内については、現在の宗教活動の継続に必要な維持管理を行う。
- ・歴史的建造物や復元建造物に対する防犯設備が整備されていないため、人的被害を防ぐために防犯カメラ設置等の防犯対策を行う。
- ・藩校時代から残る弘道館記碑、学生警鐘、孔子廟表門、番所（入口区域）等について、「旧弘道館」の本質的価値を構成する重要な歴史的建造物として確実に保存していくために、重要文化財指定に向けた検討・調整を進める。
- ・梅林については、藩校時代の状況が不明であるが、斉昭が多くの梅を館内に植樹したことは自詠の歌や「種梅記」に示されていることから、梅の名所としての現在の活用状況も考慮して継承していくことを基本とし、発掘調査や施設整備にあたっては、樹木への影響を最小限にするとともに、支障となる樹木については史跡に保存に影響がない場所への移植を検討して、指定地内の梅林としての形態を維持する。

## イ) 要素別の保存管理の方法

## ■本質的価値を構成する諸要素

- ・歴史的建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。  
孔子廟表門、学生警鐘：平成 24-26 年（2012-14）災害復旧工事
- ・弘道館記碑と種梅記碑については、災害復旧工事が実施されているため、現状を適切に維持する。
- ・要石歌碑や式鳥居跡等の歴史的建造物跡については、日常的点検で石材の破損や風化の進行が確認された場合に、保存処理等の必要な対応を検討する。
- ・弘道館記碑（八卦堂）、孔子廟、学生警鐘等の防犯対策として防犯カメラの設置を検討する。

## ■本質的価値に密接に関わる諸要素

- ・復元建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。  
八卦堂（昭和 28 年〔1953〕復元）：平成 23-25 年（2011-13） ※弘道館記碑の復旧  
孔子廟（昭和 45 年〔1970〕復元）：平成 24 年（2012）災害復旧工事  
孔子廟周辺土塀（昭和 47 年〔1972〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

種梅記碑上屋（昭和28年〔1953〕復元）：平成10年（1998）修理工事

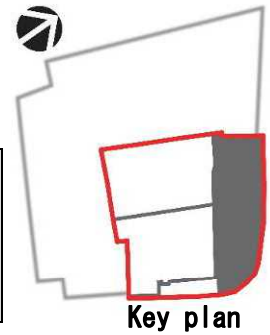
- ・要石歌碑脇の楠や神木鈴梅については、日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に、樹木診断を実施して必要な対応を検討する。
- ・鹿島神社社殿や大鳥居等の「弘道館全図」に示された神社建造物については、宗教活動の存続を前提に施設の現状を維持していくが、将来的な建替え時に、調査・研究結果により復元展示に必要な情報が十分得られる場合は、所有者や水戸市指定文化財（建造物）に指定されている本殿・拝殿・中門及び瑞垣の保存との調整を図りつつ、藩校時代の姿への復元も検討する。

#### ④文館地区

##### ア) 地区の保存管理の方向性

###### 文館地区の保存管理の方向性

境界部に残された堀・土塁の適切な保存管理と、文館の遺構を把握するための発掘調査等を実施する。



- ・堀・土塁等の地上遺構の現状を適切に維持する。
- ・文館に関する遺構の確認のため、発掘調査等の地下遺構の調査を実施する。
- ・梅林については、藩校時代の状況が不明であるが、斉昭が多くを梅を館内に植樹したことは自詠の歌や「種梅記」に示されていることから、梅の名所としての現在の活用状況も考慮して継承していくことを基本とし、発掘調査や施設整備にあたっては、樹木への影響を最小限にするとともに、支障となる樹木については史跡の保存に影響がない場所への移植を検討して、指定地内の梅林としての形態を維持する。

##### イ) 要素別の保存管理の方法

###### ■本質的価値を構成する諸要素

- ・堀・土塁は、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じることで遺構がき損又は衰亡する可能性があるため、現在の地形表面の植生を維持し、小規模な崩落や土砂の堆積の処理、簡易的な排水処理、実生木の除去等については早期に維持的措置で対応する。

###### ■本質的価値に密接に関わる諸要素

- ・椎の木については、日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に、樹木診断を実施して必要な対応を検討する。

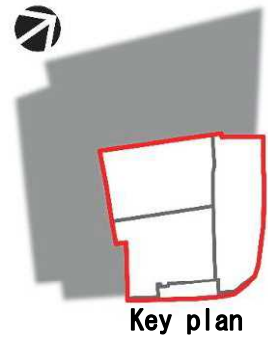
## ⑤指定地外の弘道館の藩校時代の範囲

## ア) 地区の保存管理の方向性

## 指定地外の弘道館の藩校時代の範囲の保存管理の方向性

藩校時代の敷地範囲を保存していくために、周辺の関係機関との調整や、調査・検討を進める。

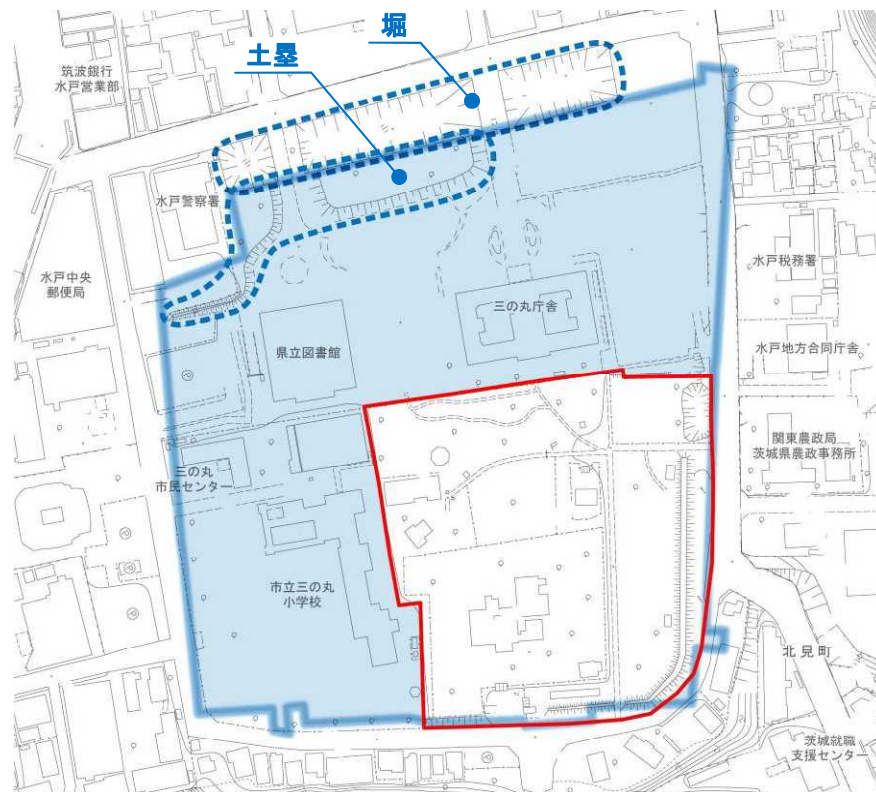
- ・ 地下遺構を確認するための発掘調査の実施に向けた関係機関との調整を進める。
- ・ 遺構保存のために、特別史跡の追加指定に向けた調査・検討・調整を進める。



## イ) 保存管理の方法

江戸時代当時に国内最大規模であった藩校時代の敷地の範囲は、「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料や、指定地周辺に残された堀や土塁等の物証から推定でき、弘道館の敷地は特別史跡指定範囲の周辺に及んでいたことが明らかになっている。これらの周辺地域は、「旧弘道館」の本質的価値に密接に関わることから、周辺の既存施設の改修や改築時に発掘調査を実施して遺構の把握を行うよう関係機関と調整を進め、長期的に追加指定に向けた調査・検討を進める。

また、藩校時代の敷地境界に残る県指定史跡の堀や土塁は、当時の敷地の広さを示すとともに、水戸城内三の丸に開設された状況を知ることができ、当時の情景を体感できる遺構として重要であるため、弘道館に関連する要素として特別史跡への追加指定に向けた検討・調整を進める。



特別史跡指定範囲

「弘道館全図」に示された敷地範囲

※「弘道館全図」に描かれた範囲の外側の線を、正庁を基点として重ねたもの。



図 6-3：弘道館の藩校時代の敷地の推定範囲

### 3. 法令に基づく諸手続き

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。

なお、文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文（抜粋）を巻末の資料編に掲載する。

#### （1）管理・保護に関する手続き

文化財保護法及び規則に記載されている管理・保護に関する諸手続きを以下に示す。

表 6-3：維持管理に関する諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令 (文化財保護法)	規則等
管理責任者の選任, 解任	届出	20日 以内	法第119条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第1条, 第2条
所有者の変更	届出	20日 以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第3条
管理責任者の変更	届出	20日 以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第4条
所有者（管理責任者）の氏名, 名称, 住所の変更	届出	20日 以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第5条
滅失, き損, 亡失及び盗難	届出	10日 以内	法第118条, 第120条, 第172条第5項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条
土地の所在, 地番, 地目, 地積の異動	届出	30日 以内	法第115条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条
現状変更等	許可申請	-	法第125条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条, 第2条, 第3条
復旧	届出	30日 前まで	法第127条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第1条, 第2条, 第3条
	報告	遅滞 なく		
管理, 修理等に関する技術的指導	依頼	-	法第118条, 第120条	国宝, 重要文化財等の管理, 修理等に関する技術的指導に関する規則第3条

## （2）現状変更等に関する手続き

国指定の史跡指定地においては、「文化財保護法」（以下、法）第125条第1項の規定に基づき、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。そのため、「旧弘道館」における現状変更等の取扱いについて以下のように設定する。

### ①法令に基づく申請・許可の内容

文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容を以下に示す。

表 6-4：現状変更の許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為（要約）	許可権限を有する者
1. 文化財保護法 第125条 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） i) 下記2及び3以外で、史跡等の保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官
2. 文化財保護法施行令 第5条 第4項 （都道府県又は市の教育委員会が処理する事務のうち、「旧弘道館」に関連する事項に関するものを掲載） i) 小規模建築物 <sup>※1</sup> で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ii) 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修 <sup>※2</sup> 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） iii) 文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 iv) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修 v) 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。） vi) 木竹の伐採	水戸市教育委員会
3. 文化財保護法第125条 i) 維持の措置 <sup>※3</sup> ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの	許可が不要

※1：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120m<sup>2</sup>以下のもの。

※2：改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。

※3：文部科学省令第11号：文化財保護委員会規則第10号（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則：維持措置の範囲）に基づく



## ②現状変更等の対象行為

法第125条第1項に規定する「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、「旧弘道館」で想定される行為を以下に整理する。

### ア) 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

「旧弘道館」において想定される現状変更には以下の行為がある。

- ア 建築物の新築，増築，改築，除却，色彩の変更
- イ 工作物の設置，改修，除却，色彩の変更
- ウ 土地の掘削，切・盛土等土地の形質の変更
- エ 木竹の伐採，植栽，移植
- オ 土石類の採取
- カ 発掘調査等各種学術調査，文化財の保存・活用等に係わる行為

### イ) 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

「旧弘道館」において想定される保存に影響を及ぼす行為には以下の行為がある。

- ア 歴史的建造物への構造上安全許容度を超える重量物の搬入・通行
- イ 遺構上（地上・地下遺構を問わず）における重量物の搬入・設置・通行
- ウ 歴史的建造物・土木構造物の隣接地における振動を与える行為
- エ 地下及び地上遺構のある史跡指定地隣接地での掘削を伴う行為
- オ その他遺構の劣化を促進させる恐れのある行為

## (3) 現状変更等の取扱いの許可基準

「旧弘道館」の現状変更等の取扱いの基本方針を以下に示す。

### ＜現状変更等の取扱いの基本方針＞

- ①原則として、特別史跡指定地内においては、発掘調査等学術調査，史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとする。
- ②ただし、公益上，史跡見学の便益上，現在の土地所有者の宗教活動上，必要な現状変更等については，史跡の価値に影響をおよぼさない範囲で認めることがある。
- ③現状変更等については，当該指定地内でなされる必然性があること，その内容・規模等が必要最小限であり，史跡としての景観の保全に配慮するなど，史跡の保存への影響を軽減する措置が執られていることを許可の条件とする。
- ④各種現状変更等に際しては，原則として計画段階から茨城県教育委員会や水戸市教育委員会等の関係機関と事前協議を行うものとする。
- ⑤建築物・工作物の新築（設置），増築，改築（改修），色彩の変更の場合は，史跡内及び周辺との景観に配慮し，景観法に基づく水戸市景観計画の記載内容に準ずるものとする。

基本方針に基づく「旧弘道館」における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為と許可基準を以下に示す。

なお、言及されていない事案については、茨城県教育委員会や水戸市教育委員会、必要に応じて文化庁やと協議を行うものとする。また、現状変更に際して掘削等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の発掘調査又は水戸市教育委員会の立会等を要する。発掘調査で遺構が検出された場合には、計画変更等を要することがある。

### ①現状を変更する行為の許可

「旧弘道館」を構成する要素の整理において、「本質的価値を構成する諸要素」及び「本質的価値に密接に関わる諸要素」に分類された各要素の確実な保存を前提に実施する以下の行為については許可を受けることができる。

#### ア) 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

- ・遺構等史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるとともに、専門家等の指導を受け、実施するもの。

#### イ) 史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為

- ・施設の新たな設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、史跡の本質的価値を減じることのないこと。又は、活用の目的に適したものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家との協議又は意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

##### <対象となる行為の例>

- ・法第115条に規定する史跡の保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置
- ・建造物の防火施設等防災施設の設置等の防災対策
- ・史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧
- ・史跡の保存管理・整備・活用のための木竹の伐採、植栽、移植
- ・その他保存管理及び整備・活用のために必要な建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

#### ウ) 特別史跡指定地内の既存宗教施設での宗教活動上必要な行為、史跡見学者の便益に関わる行為

- ・遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。
- ・計画段階で茨城県教育委員会や水戸市教育委員会等の関係機関と事前協議・調整を行うこととし、便益的施設の新築、改築は専門家等の承認を得たものとする。

##### <対象となる行為の例>

- ・宗教活動上必要な建築物、工作物の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更
- ・史跡見学者の便益に関わる建築物、工作物（便益的施設）の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更

### ②保存に影響を及ぼす行為の許可

保存に影響を及ぼす行為については、可否の判断が難しいことから個々の事案ごとに茨城県教育委員会や水戸市教育委員会等の関係機関と事前協議し判断するものとする。

#### （4）現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第125条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為を以下に示す。

##### ①植物管理

- ア 草本類の管理（芝刈，草刈，笹刈，除草，植替え，株分けなど）。
- イ 整枝剪定，刈込みなどの樹木の手入れ。
- ウ 安全管理のために行なう枯損木の伐採，枯枝の除去。
- エ 遺構や建造物などの保存や景観に影響を及ぼす，実生木や支障木の除去。

##### <留意事項>

- ・処理において地形の変更（掘削・盛土）を伴わないもの。
- ・処理において周辺の特別史跡を構成する建築物及び構造物等に影響を与えないもの。
- ・処理において抜根を伴わず，地表面や地下部分に影響を与えないもの。
- ・処理の対象が重要な植物（役木や由来木等）ではないもの。  
（重要であるか否かは，専門家の指導・助言を得ながら判断する）
- ・安全管理上必要となる，支障木・枯損木・枯枝の除去で，その都度行うもの。

##### ②地表面・園路の維持管理

- ア 園路や広場に発生する水溜りなど，本来の地形の改変を伴わない補修的な埋戻し及び不陸の修正。
- イ 土留柵など地形の改変を伴わない応急処置で，表土流出を一時的に抑えるために緊急を要するもの。
- ウ 階段・園路・法面下などに二次的に堆積した土砂の除去で，本来の地形の改変を伴わないもの。
- エ 階段・園路の構造やデザインの変更を伴わない補修で，原状に回復することを目的とするもの。
- オ 園路に付帯する縁石や側溝などの構造変更を伴わない補修で原状に復することを目的とするもの。

##### <留意事項>

- ・本格的な整備事業が行われるまでの間，現状を悪化させないための維持的補修。
- ・公開に伴い，安全管理の予防措置として行う性格が強いもので，地表及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

##### ③工作物などの維持管理

- ア 管理運営上必要な施設として設置された囲柵・外柵・仕切柵などで，同質かつ同規模のもの  
の維持的補修。
- イ 公開上必要なものとして設置された案内板・制札版・解説版・誘導標識などの維持的補修。
- ウ 管理運営上必要なベンチ等の小規模工作物の維持的補修。

##### <留意事項>

- ・管理運営上または公開上の必要により設置された工作物の維持的補修で，材料・形状寸法・位置等に変更を伴わないもの。
- ・材料の耐用年数により周期的に行う，竹垣・板垣・外柵等の維持的補修。
- ・外観・色調・デザイン等の変更を伴わない，補修または塗装（塗替え）。
- ・部分的な部材の交換等，地表面及び地下部分に影響を与えない工作物の維持的補修。

#### ④管理運営施設の維持管理

- ア 建造物や工作物の落書き消し、掻きキズの補修などの小規模な修繕。
- イ 建造物や工作物の同一壁面または同一屋根面における同一素材部分の外観の変更を伴わない塗装または屋根材の修繕など。
- ウ 運営管理のための建造物の内装及び屋内諸設備の維持的補修。
- エ 便所などにおける利用上の支障を解消するために行う維持的補修及び安全管理上行なうタイルの張替えなどの軽微な修繕。

##### <留意事項>

- ・歴史的建造物又は復元された建築物・構造物を除く。
- ・利活用において当該施設に期待される最低限の質や雰囲気を維持するために行う修繕。
- ・汚れ・キズ・老朽などの周期的又は応急的に行う維持的補修。
- ・管理施設として位置付けられる非公開空間に存在する建築物の維持的補修。

#### ⑤催物に伴う仮設物の設置

- ア 催物に伴う仮設物で、設置及び撤去の際に土地の形状に変更を生じないもの。
- イ 仮設物の位置が史跡の利用の妨げにならず、形状・色彩が特別史跡の雰囲気に悪影響を及ぼさないもの。
- ウ 雪吊り・菰巻き・正月飾りなどのほか、催物期間内に設置される植栽用の装飾。

##### <留意事項>

- ・定例行事や本質的価値の理解を深めるために実施する催事であること。
- ・準備開始から撤去終了までの期間が概ね3箇月を超えない催事で、地形及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

### (5) 現状変更等の手続きの流れ

「旧弘道館」の保存管理にあたって、必要となる諸手続きの流れについて、通常の現状変更等の手続きの流れと、緊急処理を要する可能性が高いき損・破損（以下き損等とする。）処理の諸手続きの流れについて以下に示す。

#### ①現状変更等の手続きの流れ（図 6-4）

現状変更等を行うにあたっては、事前に茨城県教育委員会や水戸市教育委員会と事前協議を行うことを基本とし、以下に示す流れで手続きを進める。

実際に建築行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要がある。

#### ②き損・破損時の手続きの流れ（図 6-5）

台風や大雨、地震等により緊急を要するき損等が起こった場合は、通常の維持管理で対処できる軽微なき損等を除いて、まず、き損等の状況を迅速に水戸市教育委員会に報告し、き損届の提出を行う必要がある。また、発生したき損等が二次災害の危険を及ぼす場合は、被害拡大防止の応急処置を施し、今後の対応について水戸市教育委員会と協議を行い、修理手法などの検討を行う（協議は、茨城県教育委員会や水戸市教育委員会の判断により、状況に応じて文化庁と行う）。

修理手法が現状復旧であれば、復旧届を着工の30日前までに文化庁長官宛に提出し、修理を行う。但し、現状と異なる素材等を使用して修理を行う場合については、現状変更許可申請の提出を行い、その許可を得て対処を行う必要がある。

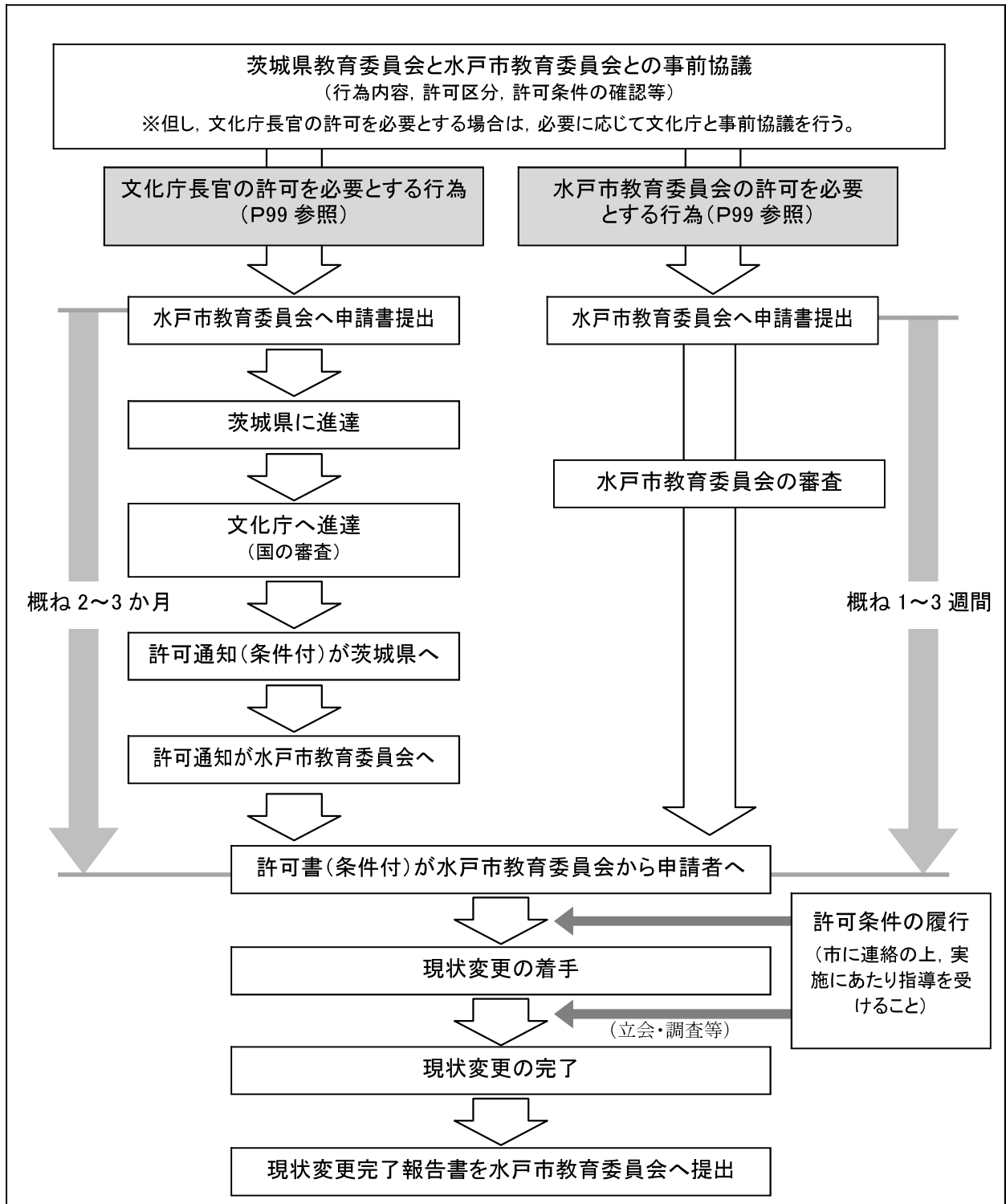


図 6-4：現状変更等の諸手続きのフロー図

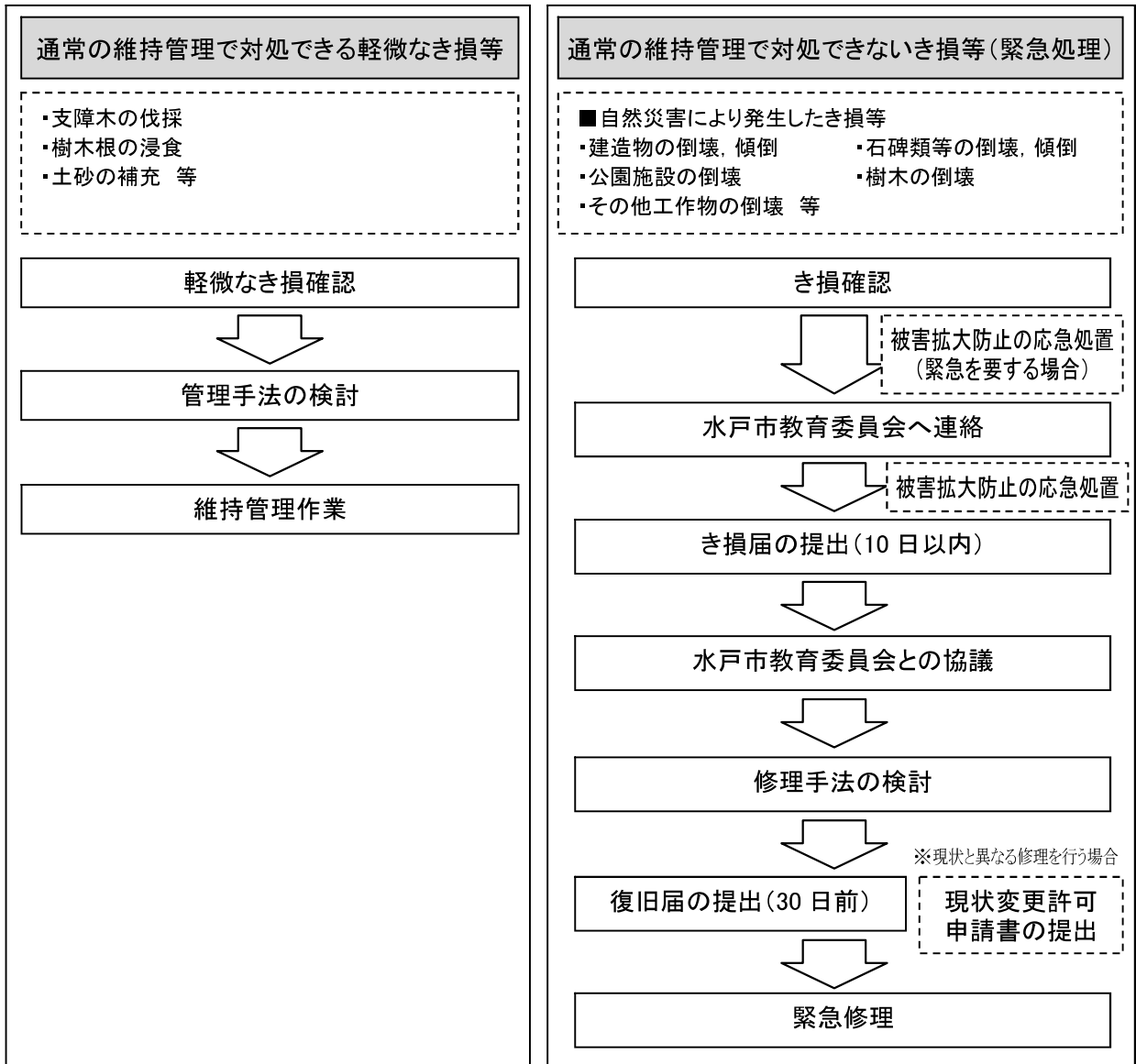


図 6-5 : き損・破損時の諸手続きのフロー図

## 4. 所蔵資料の保存管理

弘道館所蔵資料（資料総数 294 件、総点数 582 点）については、それらの適切な管理や公開等に向けた調査・検討が平成 18 年度・19 年度に実施されている。そのため、これらの過去の調査・検討結果を基に、今後の所蔵資料の取扱いの方向性について以下に整理する。

### （1）資料の保存管理

#### ①保存状況の把握と修復

所蔵資料の保存状況については、平成 18 年度に実施した保存に関する基礎調査で全ての所蔵資料を対象に、劣化状況を 5 段階で評価して修復の必要性を整理しており、劣化度が高く、「修復が緊要」、「修復が必要」、「修復が望ましい」と判断された資料は全体の 11%となっている。これらの調査結果に基づき、今後も保存状況を把握していくとともに、劣化が進行している資料については修復を行う。

##### ア) 所蔵資料一覧表の更新

- ・平成 18 年度に整理された所蔵資料の一覧表を活用して、資料の増減に合わせて随時更新していくとともに、定期的に保存状況を調査して、劣化状況を確認する。

##### イ) 所蔵資料の修復や複製（レプリカ）の作製

- ・修復保存が必要と判断される資料については、劣化の進行を防止し、資料の耐久性を付与するための処置を、早期に専門家による適切な方法で実施する。
- ・修復を必要とする資料や特に重要な資料で展示資料として欠かすことができない資料については、複製（レプリカ）を作製して展示し、原資料は保管室等で保管する。

#### ②保存環境の改善

弘道館所蔵資料の保管は、管理事務所の保管室と番所や館内の一部を倉庫として使用している状況であるため、収蔵環境の改善を図り、適切に所蔵資料を保管する。

##### ア) 収蔵環境の改善

- ・既存施設内に新たな収蔵環境が整ったスペースを確保することは困難なため、現在の収蔵環境の改修や収蔵方法の改善により、温湿度、防犯、埃、劣化対策を行う。
- ・特に学術的に価値が高い資料については、茨城県立歴史館等の充実した収蔵機能を持つ場所への移管を検討する。

##### イ) 将来的な収蔵施設や展示施設の設置

- ・将来的に、保存環境が整った収蔵施設や展示施設を新設するために、ガイダンス施設等の他の施設の設置と合わせて検討を進める。

### （2）資料の公開

所蔵資料の半数近くは建造物内で露出またはケース内で展示公開されているが、いずれの場合も現在の設備環境では適切な保存環境とはいえない状況であるため、展示環境の改善を図り、適切に所蔵資料の保管と公開を両立させる。

また、所蔵資料の閲覧については、これまで大学や研究機関を対象にした特別閲覧のみであった

が、今後は資料の増加や弘道館の認知度向上に伴い閲覧要望が増加することも考えられるため、閲覧体制の整備に向けた検討を進める。

#### ア) 展示環境の改善

- ・室内または展示ケース内の温湿度環境、埃・虫対策や紫外線等の対策をするために、展示スペースや展示ケースの改修を行う。
- ・劣化が懸念される資料で学術的に価値が高い資料については、複製（レプリカ）を作製して展示する。

#### イ) 閲覧体制の整備に向けた検討

- ・所蔵資料の閲覧利用に対応するために閲覧手順等のシステムや、閲覧者・閲覧資料の制限、手続き等を定めた閲覧要項の策定、職員の対応方法、閲覧場所の設定等の閲覧体制の整備に向けた検討を進める。
- ・より多くの人々が所蔵資料を検索・閲覧できるように、所蔵資料一覧表を基に、画像や基礎情報を追加したデータベースを作成し、特定の場所やインターネットを通じた公開に向けた検討を進める。



## 5. 調査・研究

弘道館は、近代以降多くの人々の調査・研究対象となり、様々な視点から数多くの研究成果がまとめられている。今後も、本質的価値や遺構等の状況を明らかにしていくために、弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究を進めるとともに、将来的にはそれらの成果を集約し、より多くの人々に弘道館や水戸藩のことを理解していただくことを目指していく。

また、弘道館の「最大規模にして特色ある教育理念を掲げた著名な藩校」としての本質的価値をより明らかにしていくためには、藩校をはじめとする近世の他の教育機関との比較や水戸藩の学問・教育が与えた影響についての調査・研究を進めて、弘道館の最大規模や特色の内容を明らかにしていく必要がある。そのためには、調査や研究の対象を全国の藩校や近世の教育全般に広げていくことが望まれる。そして、近世に国内の代表的な教育機関であった弘道館を、将来的には藩校や近世の教育の総合的な調査・研究の場にしていくことも視野に入れて調査・研究を継続し、将来に向けて必要な体制を構築していく。

### ア) 資料調査の継続

- ・藩校時代の状況や、近代以降の変遷等、弘道館や水戸藩の学問・教育に関わる資料の収集や調査・研究を継続していく。

### イ) 発掘調査による遺構等の確認

- ・これまで指定地内及び周辺での発掘調査はほとんど実施されていないため、地下遺構の把握と保存や、陥没や漏水等が生じている地盤の適切な保存管理に向けて、発掘調査等の地下の状況把握の調査を進める。

### ウ) 調査・研究成果の公開と集約

- ・調査・研究で得られた成果を積極的に公開し、地域住民や来訪者と弘道館の価値を共有する機会を設ける。
- ・これまでの出版物や研究論文等の調査・研究成果を収集して、弘道館や水戸藩の学問・教育に関わる調査・研究情報の集約化を進める。

### エ) 調査・研究組織の設立

- ・将来的な調査・研究成果の保管や公開施設の設置や、調査・研究の継続と充実化に向けて、必要な予算、人員、施設の確保について検討する。

## 6. 周辺環境の保全

特別史跡指定地及び「旧弘道館」の本質的な価値の保存・活用に影響する周辺一帯は、水戸市都市計画マスタープランで「弘道館・水戸城跡周辺地区」として、風格の感じられる歴史的景観に取組む地区に位置付けられている。

また、水戸市景観計画においても、「重点的に景観形成を図る地区」である「三の丸周辺地区」に位置付けられており、「旧弘道館」周辺からの眺望景観として、正門から旧県庁方向の眺めを保全するため、建築物の高さに関する強制力のある規制について検討することが記載されている。

そのため、今後、これらの水戸市の取組みと連携して、周辺地域の景観保全を進めていくとともに、指定地隣接部の藩校時代の敷地の範囲については、弘道館に関連する範囲として長期的に追加指定に向けた調査・検討を進める。